

競争的研究費等の管理について

五稜化薬株式会社

2020年5月公表

2020年9月改定

2021年5月改定

当社は、競争的研究費等の管理について、「競争的研究費等の不正防止への取り組みに関する方針」及び「競争的研究費等運営管理マニュアル」を定め、競争的研究費等の適正な運営・管理体制を整備するとともに、競争的研究費等を用いた不正及び研究活動上の不正行為の防止、及び不正等が生じた場合における適正な対応に努めてまいります。

1. 競争的研究費等の適正な取扱いについて

(1) 競争的研究費等の不正防止への取組に関する方針

当社では、以下の通り「競争的研究費等の不正防止への取組に関する方針」を定めています。

<競争的研究費等の不正防止への取組に関する方針>

- ① 競争的研究費等の運営・管理に関わる者の役割、責任と権限を明確化する。
- ② 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた競争的研究費等の運営・管理体制の構築を図る。
- ③ 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。
- ④ 競争的研究費等の使用に関するルール等を従業員等に浸透させるとともに、当社内外からの不正に係る情報が適切に最高管理責任者へ伝達される体制を構築する。
- ⑤ 不正発生の可能性を最小にすることを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。
- ⑥ 取引先が不正に関与した場合は、取引停止等の厳格な処分を検討する。

(2) 競争的研究費等の運営及び管理体制

当社では、以下の通り、競争的研究費等の運営・管理体制を定めています。

責任者	職名	役割、責任の所在・範囲と権限
最高管理責任者	代表取締役	・会社全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理及び不正等への対応について責任を負う ・不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める

		<ul style="list-style-type: none"> ・様々な啓発活動を定期的に行い、役職員の意識の向上と浸透を図る
統括管理責任者	経営管理担当取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ ・不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、当社の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する
コンプライアンス 推進責任者	各部門のジェネラル マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門等における競争的研究費等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ ・自己の管理監督又は指導する部門における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者へ報告する ・不正防止を図るため、部門内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する ・部門内で定期的に啓発活動を実施する ・役職員が適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する

(3) 競争的研究費等の使用に関するルール等ご相談窓口

当社では、以下の通り、競争的研究費等の使用に関するルール等について、ご相談を受け付ける相談窓口を設置しております。

business_adm@goryochemical.com

ご相談をされた方の氏名等の個人情報、当該事案に関する調査等に必要な範囲でのみ使用し、その他の目的では一切使用いたしません。

2. 不正並びに研究活動上の不正行為への対応等について

当社では、以下の通り、不正並びに研究活動における不正行為について、告発等を受け付ける告発・相談窓口を設置しております。

soudan@goryochemical.com

告発・ご相談に当たっては、以下の点にご留意ください。

- ・ 調査へのご協力をお願いする場合や、調査結果等をご連絡させていただく場合がありますので、告発、ご相談される際には、氏名とご連絡先をお伝えください。
- ・ 匿名での告発、ご相談につきましては、その内容等を勘案し、受け付けるかどうかを判断させていただきます。
- ・ 告発、ご相談は、不正等を行ったとする者又は組織等の氏名又は名称、不正等の内容、不正等とする理由等をお示しください。
- ・ 調査の結果、悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思)に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表、刑事告発等を行うことがあります。